平成２３年（フ）第３４７号
岡山市南区藤田599番地35、旧住所岡山市北区下中野715番地102　セントフォレスト下中野Ｂ203号室
債務者　井家上吏映（旧姓藤森）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５７号
東京都武蔵村山市中央１丁目98番地の３サンパレスマンション201号
債務者　山本めぐみ
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３６３号
静岡県牧之原市黒子109番地の３、住民票上の住所山梨県富士吉田市上吉田3436番地の１コーポフジ205号
債務者　山本　茂幸
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４３号
静岡市清水区梅ヶ谷238番地　メゾン・ペルレ21
債務者　西下　　保
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８４号
静岡市駿河区津島町14番40号　第二やまふじハイツ403号
債務者　村本　和彦
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２６号
静岡市葵区川越町４番12号
債務者　漆畑里恵子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９号
島根県出雲市河下町591番地
債務者　原　　節子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第６１号
島根県出雲市大津町1397番地
債務者　鐘築　正信
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第６２号
島根県出雲市塩冶町1351番地２　レオパレスパストラルルーチェ206
債務者　安井　由香
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１１５９４号
東京都文京区大塚３丁目42―10―201
債務者　鈴木　茂子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６２０号
千葉県市川市下貝塚３丁目22―４
債務者　藏間　一貴
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７９号
静岡県藤枝市高洲１丁目17番６号、旧住所静岡県焼津市道原117番地　成瀬アパート１号
債務者　柘植　町子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０号
静岡県富士市石坂66番地の１　市営住宅石坂Ａ団地Ｄ―301号、前住所愛知県瀬戸市塩草町11番地の133
債務者　宮本　美子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１３６号
静岡県富士市中里288番地の８
債務者　二村あけみ
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２５５号
青森市北金沢２丁目20番22号
債務者　蝦名　真一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
青森地方裁判所民事部破産係